

規程等：第1部 第1章

顧問の選出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第8条の規定に基づき顧問の設置について規定するものとする。

(顧問)

第2条 本会の顧問は以下の通りとする。

- (1) 本会の会長職にあったもの
- (2) 本会の副会長職にあったもの
- 2 理事会は選出にあたり、品位の確認をする
- 3 顧問は、大会や研修会などに参加された場合は、来賓相当として処遇する
- 4 顧問は、大会において役員枠に算入する

この規程は平成21年2月11日より施行する。

この規程は平成22年4月21日一部改正し施行する。

第3条 本会の顧問は以下の通りとする。 (1) 埼玉県議会議長にあるもの	第3条 本会の顧問は以下の通りとする。 (1) 埼玉県議会議長にあったもの
---	--

この規程は平成31年4月20日一部改正し施行する

- ・ 第2条 名誉会長を削除、第3条 顧問から埼玉県議会議長を削除する
顧問の処遇について明記する